

都市建設委員会委員長報告書

平成26年12月17日

都市建設委員会に付託されました議案8件、陳情1件の審査につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順にご報告します。

初めに、陳情第18号 「大型店舗（南流山70街区商業施設）開店に伴う学校周辺環境の安全確保についての陳情書」について申し上げます。

本案は、「3・4・35木流山線と神明堀沿いの南北に走る道路（神明堀道路）の交差点への信号機の設置」、「区画整理事業区内の区画道路12mと神明堀の交差点への横断歩道等の設置」及び「交通量増加により実施する通学路変更に伴う南流山小学校正門（北門）前への横断歩道や路面標示、ガードレールの設置及び撤去」について議会から市当局への働きかけを求めるものです。

初めに、当局より

陳情項目1について、当該交差点は平成23年8月の都市計画道路3・4・35号木流山線の供用開始とともに、

道路の主従、優先道路が変更となり、歩行者の安全が懸念されたことから、年度当初より市長と県議とで信号機の設置を再三要望してきたが、県警からは「設置の必要性は十分認識しているものの、商業施設の開店後の交通量などの状況を踏まえた上で、設置について判断したい」という回答を受けている。市としては、早急な設置について12月9日に実施した交通量調査の結果を添え、引き続き要望していく予定である。

陳情項目2について、当該交差点への安全対策は先日、横断歩道が設置されたところであり、その他、ガードパイプの設置や交通整理員の配置なども区画整理施行者と商業事業者によりなされているところである。

陳情項目3について、南流山小学校正門前への横断歩道の設置については、神明堀沿いに設置済の横断歩道の移設も考えられるが、新規設置要望として、所管する流山警察署へ12月9日に実施した交通量調査の結果を添え、要望、協議していく。

との見解が述べられました

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、**全会一致**をもって、**採択**すべきものと決定しました。

次に、議案第107号「平成26年度流山市 土地区画
整理事業 特別会計補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、先の人事院勧告 並びに 千葉県人事委員会の勧告に準拠して一般職の給与改定を行うとともに、この給与改定に伴う所要額 及び 決算的見地により補正するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、**全会一致**をもって、**可決**すべきものと決定しました。

次に、議案第96号「流山市消防団条例の 一部を改正
する条例の制定について」申し上げます。

本案は、消防団員の報酬額並びに火災出動手当及び災害出動手当の額を引き上げることにより、消防団員の処遇の改善を図るものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、**全会一致**をもって、**可決**すべきものと決定しました。

次に、議案第97号「流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、屋外における催しの防火管理体制を整備するため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任及び火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものです。

審査の過程における討論として

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

今回の改正は、大規模な催しに際し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けるものであり、火災予防、被害の軽減に寄与するものと考えます。なお、本条例対象外となる小中規模の催しに対する周知と十分な対策を図ることを要望し、賛成とする。

がありました。採決の結果、**全会一致**をもって、**可決**すべきものと決定しました。

次に、議案第94号「平成26年度流山市 公共下水道特別会計補正予算（第3号）」について申し上げます。

本案は、向小金雨水幹線の J R 横断工事に必要な用地の取得について、利権者と概ね合意が得られたことから、物件移転補償費を追加するなど、所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に 4, 509 万 8 千円を追加し、予算総額を 43 億 4, 558 万円とするものです。

審査の過程における討論として

1 賛成の立場で討論する。

今回の補正は、歳入において、国庫補助金の組み換えや歳出予算の増額に伴い、繰入金等を増額する一方、歳出において、つくばエクスプレス沿線整備の進捗に合わせた木地区の整備計画の事業費を減額したこと、また、既成市街地 汚水事業の手賀沼流域 公共下水道整備事業では、整備個所を延長したほか、雨水事業の向小金雨水幹線整備では、J R 横断工事に必要な用地取得について計画の前倒しが可能となったことによる事業費の追加である。既成市街地の汚水及び雨水施設 整備事業の促進のため必要な補正であり、賛成とする。

がありました。採決の結果、**全会一致**をもって、**可決**すべきものと決定しました。

次に、議案第108号「平成26年度流山市 公共下水道特別会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

本案は、先ほど報告しました、議案第107号と同様の趣旨で行われる補正予算です。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、**全会一致**をもって、**可決**すべきものと決定しました。

次に、議案第98号「流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、下水道事業について地方公営企業法の規定を全部適用し、水道事業と統合するとともに、関係条例を整備するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、**全会一致**をもって、**可決**すべきものと決定しました。

次に、議案第95号「平成26年度流山市 水道事業会計補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、収益的支出については、電気料金等を増額するもので、既決予定額に2,479万2千円を追加し、総額を35億2,808万9千円とするものです。また、資本的支出については、工事費等を来年度に繰り延べするため所要の補正を行うもので、既決予定額から1億6,349万6千円を減額し、総額を20億7,937万8千円とするとともに、経営の健全化を推進するため、「流山市 水道事業 経営戦略策定業務 委託事業」に係る継続費を設定するものです。

審査の過程における討論として

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

今回の補正の要因は、会計方法の見直しや電気料金等の値上げ、事業の繰り延べ等であると考えます。継続費の設定では、安定的な事業継続のために経営戦略をいち早く導入し、堅実な水道事業運営を目指すものである。なお、水道利用者へのサービスの更なる向上を要望し、賛成とする。

がありました。採決の結果、

全会一致をもって、**可決**すべきものと決定しました。

最後に、議案第109号「平成26年度流山市 水道事業会計 補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、先ほど報告しました、議案第107号と同様の趣旨で行われる補正予算です。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、**全会一致**をもって、**可決**すべきものと決定しました。

以上で都市建設委員会の委員長報告を終わります。